

## 7. 減免・割引など

### (1) 税の減免

障害者手帳の交付を受けていることにより、各種税金の減免や控除等を受けられる場合があります。

種 類	問い合わせ先
住民税 軽自動車税	〒598-8588 田尻町嘉祥寺375-1 田尻町住民部税務課 Tel: 072-466-5003 Fax: 072-465-3794
所得税	〒598-0021 泉佐野市日根野3683-1 泉佐野税務署 Tel: 072-462-3471
相続税	
贈与税	
自動車税	〒596-8520 岸和田市野田町3-13-2 (泉南府民センタービル内) 泉南府税事務所 Tel: 072-439-3601 Fax: 072-423-3706
登録(取得)時の 自動車税 自動車取得税	〒594-0011 和泉市上代町 大阪自動車税事務所和泉分室 Tel: 0725-41-1327 Fax: 0725-3-4541
軽自動車の 自動車取得税	〒594-0031 和泉市伏屋町1丁目13番3号 軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所内 自動車取得税担当 Tel: 072-273-1066

### (2) タクシー運賃の助成

重度の障害者及び難病等対象者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るために助成します。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1級又は2級の交付を受けている人</li> <li>・療育手帳 Aの判定を受けている人</li> <li>・特定疾患医療受給者証の交付を受けている人</li> </ul>
内 容	<p>利用助成券1枚につき、基本料金相当額を助成します。</p> <p>申請月以降1月あたり2枚、年間で最大24枚交付します。</p> <p>(例) 4月中の申請→24枚、5月中の申請→22枚 を交付します。</p> <p>※田尻町が契約するタクシー会社で利用できます。</p>
手 続	身体障害者手帳、療育手帳又は特定疾患医療受給者証を持参の上、ふれ愛センターで申請してください。

### (3) タクシー運賃の割引

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている人</li> <li>・療育手帳の交付を受けている人</li> <li>・特定疾患医療受給者証の交付を受けている人</li> </ul>
内 容	乗車時に手帳を提示すると、運賃が1割引になります。
窓 口	利用する会社の窓口にお問い合わせください。